

平成 23 年 9 月 14 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

幹事長 松田 一成

政務調査会長 岸本 かずなお

### 平成 24 年度当初予算編成に対する重要政策提言

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は 12 道都県で 2 万名を超える死者・行方不明者をもたらし、同時に引き起こされた福島第 1 原発の影響も加わり、避難者は 8 月末現在、なお、8 万人を越えています。このような状況の下、本県は、阪神・淡路大震災の経験を活かし、震災発生直後から、被災地復興に向けて先導的な役割を果たしてきたところです。しかしながら、この度もたらされた未曾有の被害は、回復基調にあった日本経済を再び厳しい状況に追いやっています。

さらに、昨今のアメリカ経済の不振がもたらした急激な円高の進展は、国内経済の空洞化など、経済不安を一層深刻化させています。

同様に本県経済においても、中小零細企業の担うべき仕事量が総体的に不足するなど、未だ厳しい状況にあり、県民生活を支える雇用の創出や本県財政立て直しに必要な不可欠である税収の安定的確保の観点から、早期の経済回復が求められています。また、度重なる災害で生じた多大な被害の復旧復興や災害に強いまちづくりなど、県民が未来に希望を持ち、安心して暮らしていける社会の構築を目指し、今こそ行政が県民生活の下支えを行わなければならない時代となっております。

こうした中で編成される平成 24 年度予算では、新行財政構造改革プランに基づき着実に行政構造改革を進めるとともに、経済活性化のための内需拡大や防災計画の見直し策定、自然エネルギーの導入促進など東日本大震災を教訓とした防

災対策の充実を図ることも欠かせません。「自立新時代に向かって」、県政をどのように具現化し、明日の兵庫を拓いていくのか、井戸知事の手腕が問われているところです。

我が会派は、「県民の生活を守る」を根本に据え、本県が抱える現代的諸問題に真正面から取り組み、県民が安心して暮らせる社会の実現に向けて、全力で取り組んでいます。

具体的には、大震災への更なる支援と所要の取組、行財政構造改革の推進、少子化対策や高齢者対策の充実、医師不足の解消、環境と経済の好循環の推進、多様な中小企業支援や就業支援等による地域の活性化、人間教育の充実と教育改革の推進など、山積する政策課題に積極果敢に取り組んでまいります。

こうした観点から、平成 24 年度の本県の政策検討にあたり、特に重要と思われる下記の政策を提言します。

知事におかれては、新行財政構造改革プランに基づき、行政コストの削減や組織のスリム化を図り、さらに簡素で効率的な行政としていくよう求めるものであります。

さらに、予算編成においては一律に削減することなく実態に配慮するとともに、我々議員団の意図するところを十分に斟酌され、今後の事業執行に着実に反映されるよう強く求めるものであります。

## 記

- 1 東日本大震災からの未来を拓く兵庫の先導的役割
- 2 財政健全化に向けた着実な県政運営の推進
- 3 安心して暮らせる医療・福祉の充実
- 4 経済活性化による活力のある兵庫づくり
- 5 安全で快適なまちづくり
- 6 魅力ある農林水産業、環境にやさしい地域づくり
- 7 確かな教育改革の推進と文化・スポーツ振興

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

団 産業労働常任委員会委員長	野口 裕	西宮市選出
幹 建設常任委員会委員長	松田一成	神戸市兵庫区選出
政務調査会長 総務常任委員会委員長	岸本かずなお	加古川市選出
副 健康福祉常任委員会委員長	北条やすつぐ	姫路市選出
政務調査副会長 農政環境常任委員会委員長	しの木 和良	川西市及び川辺郡選出
警察常任委員会委員長	大野 ゆきお	姫路市選出
文教常任委員会委員長	合田 博一	伊丹市選出
警察常任委員会委員長	下地 光次	尼崎市選出
健康福祉常任委員会副委員長	谷井 いさお	尼崎市選出
総務常任委員会委員長	あしだ 賀津美	神戸市北区選出
建設常任委員会委員長	伊藤 勝正	明石市選出
産業労働常任委員会委員長	越田 浩矢	神戸市長田区選出
文教常任委員会委員長	島山 清史	神戸市須磨区選出

# 重 点 要 望 事 項

## 1 東日本大震災からの未来を拓く兵庫の先導的役割 (2項目)

### (1) 東日本大震災への更なる支援

関西広域連合として取り組むカウンターパート方式による支援を継続して実施すること。

阪神・淡路大震災の経験を活かし、被災者の心のケアや健康対策、避難所等の巡回・運営ノウハウの伝達や市町行政機能の復旧支援など息の長い支援を実施すること。

県内避難者の実態を踏まえ、就労や就学支援など、きめ細かな支援を継続すること。

震災復興特区の創設、復興債の発行による財源確保など、創造的復興を実現するために必要な支援を、国へ強く働きかけること。

### (2) 東日本大震災を教訓とした兵庫の新たな取組

東日本大震災を踏まえた防災計画の見直し策定に取り組むこと。

災害・事故時の関係機関の連携及び初動体制の一層の強化を図るとともに、近隣府県を含めた広域的かつ総合的な危機管理・防災態勢の整備、充実に取り組むこと。

東南海・南海地震等に備え、建築物の耐震化等を速やかに実施するとともに、津波防災対策の強化を図ること。

情報通信機器等を活用した大規模災害時における一斉通信システムの構築を促進すること。

震災関連予算によって、県・市町の地方交付税が減額されないよう国へ強く働きかけること。

首都圏大規模災害に備えた関西における首都機能のバックアップ構造の構築を国へ強く働きかけること。

原子力発電から自然エネルギーへの転換を目指し、自然エネルギー導入に資する技術開発等を県内企業や県民と一体となって取り組むとともに、関連企業の集積を進め、自然エネルギー分野への投資拡大を促進すること。

東日本大震災を踏まえた企業のリスク分散の取り組みから、これまで以上に積極的に本県への企業誘致策を図ること。

東日本大震災の教訓を踏まえ、県民の生命を守る警察官や消防隊員の安全を確保するため必要な装備を常備すること。

耐震化の推進をはじめ、公立学校施設等における防災機能の強化を図ること。

学校教育において、実践的な防災教育の充実を図ること。

大規模災害時における市町へのバックアップ機能を高めるため、被災者支援システムの導入及び県内構築を推進すること。

## 2 財政健全化に向けた着実な県政運営の推進 (2項目)

### (1) 行革推進方策の着実な実行

県が担うべき業務を抜本的に検証し、県と市町の役割を明確にするほか、不要不急な事業の削減や業務の効率化により、新行革プランを着実に進めること。

未利用地を含めた県有財産の利活用について、土地の売却や事業予定地の暫定活用及び民間貸付など多様な活用手法を検討し、一層の推進を図ること。

橋梁や排水機場、港湾施設等、老朽化が進む社会基盤施設について、アセットマネジメント手法によるライフサイクルコストの低減等、計画的・効率的な維持管理を行うこと。

指定管理者制度の拡充等により、民間の有する技術力や専門性の活用を推進すること。

現在の包括外部監査よりも独立性を高めた外部監査制度の導入により、監査機能を強化すること。

県の財務状況が分かりやすく理解できる「基準モデル」による財務諸表にするなど、公会計システムの改革を進めること。

### (2) 組織、公的施設等の見直し

教育事務所については、実務を実際に担っている市町教育委員会への移譲等により、廃止の方向で検討すること。

公的施設の市町への移譲又は移管にあたっては、地元市町と十分に協議・調整すること。

試験研究機関、県立大学の地方独立行政法人化について、機関毎に、その性格等を十分考慮した上で進めること。

外郭団体について、経営の透明化とともに総合的な経営の観点に立った事業評価を行い、統廃合や事務事業の見直しを含め、社会的ニーズの変化に対応した不断の見直しを行うこと。

### 3 安心して暮らせる医療・福祉の充実（2項目）

#### (1) 安心の医療

##### （医師確保対策等の推進）

へき地医師確保特別事業等により、大学との一層の連携を進めるとともに、地域医師県採用制度の強化等により、へき地における公立病院等の医師確保について支援を行うほか、へき地等不採算医療に対する財政支援の拡充を図ること。

医療人材コンソーシアムセンターの整備を図り、医師の診療科偏在の解消と医師確保を推進すること。

女性医師再就業研修や病院内保育所運営費補助等の実施により、女性医師が再就業し、働きやすい環境づくりに取り組むこと。

後期研修医養成コースの設置等により、小児科医や麻酔科医等不足する診療科の偏在対策を進めること。

誰もが安心して子どもを生むことができるよう、産婦人科医の確保と助産師の養成を進め、地域医療機関への配置と周産期医療の充実を図ること。

助産師分娩科、院内助産所の設置及び産科救急病院との連携によるバースセンター設置を推進することにより、産婦人科医の負担軽減と充実した妊産婦ケアの実現を図ること。

医師不足等により統合・再編を余儀なくされた病院に資するための地域医療再生交付金を維持するよう、国に強く働きかけること。

##### （救急医療対策の推進）

夜間及び休日の救急医療を確保するため、地域医療支援病院等の体制確立と県下全域への導入を促進するとともに、二次救急医療体制における病院群輪番制の充実強化と三次救急医療体制の早期確立、オープンシステムの導入支援方策を講じること。

県南部にドクターヘリの基地を設置するとともに、隣接府県との相互応援体制を含む救命救急医療の充実に取り組むこと。

救命率の向上を図るため、ドクターカーの配置を進めること。

病院勤務医の負担軽減のため、一般診療科での救急医療電話相談事業の実施やコンビニ受診の自粛を啓発し、適切な受診行動に努めるよう周知すること。

小児救急医療電話相談( # 8 0 0 0 )の確実な通話確保策を講じること。

小児科医以外の医師や看護師等の救急医療関係者に対する小児救急医療研修を推進するとともに、小児集中治療室( P I C U )における専門医療チームの強化・拡充を図り、小児救急医療体制の充実に取り組むこと。

県立子ども病院の再整備に当たっては、県民の十分なコンセンサスを得ること。

看護師確保のための取組を強化すること。

#### ( 疾病対策の推進 )

子宮頸がん及び乳がん検診の無料化を継続するよう国に求めるとともに、健診の拡充と普及啓発の強化を図り、検診受診率の向上に努めること。

がん対策として、緩和ケアを充実するとともに、放射線治療等がん専門医の養成・確保、チーム医療による総合的ながん治療体制の確保を推進すること。

新型インフルエンザ等の感染症の発症・まん延に対する危機管理体制の整備に取り組むとともに、病床確保等医療体制の整備を行うこと。

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン並びに子宮頸がんワクチンの定期接種化を国に求めること。

難病患者への医療費支援など難病対策の充実に取り組むこと。

県内透析医療の質的向上と離島・中山間地等地域間格差・施設間格差の解消に取り組むなど腎臓患者への支援を充実すること。

かかりつけ医等のネットワーク化によるアレルギー性疾患医療体制の整備のほか、県立病院のアレルギー外来の充実、食物アレルギーの原因物質を表示する制度の普及など、アレルギー性疾患対策の総合的取組を推進すること。

性感染症予防の教育や危険回避への意識付けを行うほか、夜間・休日検査の拡充など、エイズ・性感染症対策を総合的に推進すること。

生物学的製剤治療を行うリウマチ患者に対する財政的支援を国へ要望するとともに、県としての支援策を検討すること。

脳脊髄液減少症患者が受けるブラッドバッジ治療の保険適用を国へ求めるとともに、本病について広く県民に周知すること。

## (2) 安心の福祉

### (人権の尊重)

「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に基づき、人権啓発活動を更に推進するとともに、市町が行う人権啓発活動に対する支援を充実させること。

### (福祉人材確保の推進)

一昨年引き上げられた介護報酬改定等が適切に介護職員の処遇改善に反映されているか更に検証するとともに、介護職員処遇改善交付金事業の継続実施等、質の高い人材を安定的に確保するための対策を引き続き講じるよう、国に働きかけること。

### (高齢者福祉の向上)

高齢者医療制度について、低所得者対策の抜本的な見直しを図るとともに、医療・年金・介護のバランスを含めたトータルの負担のあり方を十分検討するよう、国に働きかけを行うこと。

高齢者福祉施設の整備・充実により入所待機者の解消を図るとともに、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設等の整備・拡充を図ること。

市町地域包括支援センターの整備支援など、地域における包括的な支援体制を強化するとともに、医療と介護の連携体制を充実すること。

介護療養型医療施設の廃止方針及び平成18年度の診療報酬改定に伴い最長180日に制限されたリハビリテーションの期間について、実態を踏まえた見直しを国に働きかけること。

高齢者虐待について関係機関のネットワークシステムの構築により、被害の発見、通報及び相談体制の強化を図り、被害者の保護、救済、リハビリ及びこころのケア体制の確立を図ること。

高齢者虐待対策として、一時保護施設の増設、リハビリ入所施設、ケア付きグループホームの設置を推進すること。

高齢者虐待に係る相談、治療、リハビリ、こころのケアに当たるカウンセラー、ケースワーカーなどの人材育成、確保、配置を推進するとともに、NPOなど民間支援団体の活動に対する財政支援を講じること。さらに、関係機関への対応マニュアルの作成と関係職員に対する研修を実施すること。



要介護者に対する口腔ケアの普及を促進すること。

#### ( 障がい者福祉の向上 )

障がい者の特性に配慮した福祉サービスの充実、障がい者の自立と社会参加を進めるための支援策を講じること。

視覚・聴覚等重複障がい者に対する聴覚障がい通訳、盲ろう通訳の人材確保など、コミュニケーションの確保、社会参加と自立に向けた支援を強化すること。

聴覚障がい者対策として、県民局単位で県立聴覚障害者情報センターの支所の設置を推進すること。

10人未満の障がい者小規模作業所についても、地域活動支援センターへの移行が可能になるよう、補助金による支援など県独自の支援策を引き続き講じること。

特例子会社の設置促進、「ひょうご障害者トライアル・デイ」の本格実施など民間企業における障がい者の雇用促進に努めること。

無年金外国籍障がい者に対する福祉給付金支給制度を一層拡充し、年金受給者との較差の解消を図るとともに、国に対して引き続き救済措置の実施を求めること。

発達障がい児(者)の早期発見・相談、療育指導・支援等の充実に取り組むこと。

精神障がい者及び家族に対する相談体制を拡充すること。

#### ( 子育て支援の推進 )

乳幼児医療費助成事業をはじめとする子どもの医療費助成について、通院の支給対象年齢を義務教育終了時まで拡大し、所得制限を緩和するとともに、子ども医療費助成事業に係る入院時の償還払いを改めること。

妊婦健康診査費の国庫補助の継続を国に求めるとともに、全額無料化に向け、引き続き市町とともに取り組むこと。

育児休業の取得を社員に奨励し、子育てと仕事の両立支援に取り組む企業に対し経済的支援策を講じるなど、育児休業の普及促進を図るとともに、事業所内託児施設の設置運営に対する助成を拡大すること。

結婚、出産による退職後の再就職率が非常に低い本県の現状を踏まえ、再就職、職場復帰、継続雇用し易い職場環境づくりに取り組むこと。

認定こども園の施設整備支援の拡充と設置条件の緩和を国に求め、一層の整備促進を図るとともに、幼稚園・保育所の無償化に対する支援を拡充すること。

学校、行政、地域が一体となって、子どもの居場所づくりを進める「放課後子どもプラン」について、人数制限や学年での制限、受け入れ終了時間が早い等の課題があることから、ニーズにあった運営の充実を図ること。

現行の保育施策の補完的役割を担う「育児ファミリーサポートセンター」の拡充を図るとともに、制度の見直しやPRに努めること。

子どもの人格形成に重要な影響を与える妊娠・胎児期、新生児期、乳幼児期における良好な母子関係構築のための周産期ケア体制を確立すること。

被害児童対策として、関係機関のネットワーク強化、市町村ネットワークの設置率向上による児童虐待防止プログラムの着実な推進、24時間相談体制の拡充、子ども家庭センター職員等を対象にした系統的で継続的な研修を実施すること。

児童虐待の加害者である保護者等に対し、教育指導を強化すること。

通常出産に比べ育児ストレスや短期的かつ一時的に経済的負担が重い多胎児出産後の子育て支援として、NPO等の活用も図りながら、きめ細かな保育相談体制を整備するとともに、チャイルドシートやベビーカー等各市町等が実施しているレンタル制度を充実させるよう働きかけること。

#### (女性のくらしの向上)

女性に対するDV対策基本計画の実践、普及啓発に努めるとともに、被害の発見、通報・相談体制の強化を図るため、女性家庭センターの充実を推進すること。

DV被害者の自立のための住宅の確保を図り、自立支援に当たるカウンセラー、ケースワーカーなどの人材育成、確保、配置を一層推進するとともに、NPOなど民間支援団体の活動に対する財政支援を講じること。

DV対策について、女性家庭センターをはじめ関係機関の職員を対象とした系統的で継続的な研修を実施し、関係職員の専門性を高めること。

#### (こころのケア施策の推進)

「こころのケアセンター」の抜本的機能拡充を図るとともに、自殺予防を含めた生命の尊厳と生きる意欲を高める施策を推進すること。

引きこもり、コミュニケーション障害など社会適応障害者に対応するため、専門家チームをつくり、訪問相談、カウンセリング、治療、リハビリの各ケア体制の整備を積極的に推進すること。

園芸療法・音楽療法・動物療法などの普及を促進すること。

こころの健康保持対策を進めるとともに、カウンセリングの充実や遺族へのケアなど自殺防止へ向けた総合的な対策を推進すること。

認知行動療法の県内での推進に努めるとともに、うつ病等に対する早期発見から治療、社会復帰までの支援体制を充実すること。

#### 4 経済活性化による活力のある兵庫づくり（3項目）

##### (1) 戦略的経済対策の推進

急激に進む円高基調において、国際競争の中で勝ち残れる高生産性（高付加価値化）新産業、高度サービス産業の育成・高度化と集積を推進するとともに、エネルギー産業や水（みず）産業など県内産業の技術力を活かしたインフラ輸出を支援するなど国際競争力のある産業構造に転換すること。

生産性、雇用吸収力の高い成長産業として、医療、介護、福祉などの内需型産業を、規制緩和などにより育成すること。

平成24年度より本格稼働する次世代スーパーコンピュータ「京」について、地元企業の利用促進とともに、研究分野に十分な予算が組めない中小企業にも広くメリットが波及し、地域経済の活性化につながる施策を推進すること。

国内外からの観光客の誘客促進と受入環境の充実、ツーリズム人材の育成・確保を行うとともに、“おもてなし”の向上を図り、来訪者、リピーターの倍増をめざしたツーリズムの総合的な振興を図ること。

農業経営の法人化等を進め、NPOや企業の参入支援策など多様な担い手の育成を図りながら、農業・農村の6次産業化など、産業としての農業を再構築すること。

関西3空港の最大活用により、近隣府県との連携協力による広域的な観光施策をはじめ、関西経済の活性化に積極的に取り組むとともに、神戸空港における運行時間延長、発着枠の拡大など運用規制の緩和実現に向けて、国や近隣自治体との合意形成に向けた働きかけを積極的に行うこと。

コウノトリ但馬空港から東京国際（羽田）空港への直行便の開設の実現に取り組むこと。

国際コンテナ戦略港湾・阪神港について、港湾荷役の24時間フルオープン化と利用料の大幅引き下げにより国際競争力を強化すること。

戦略的な企業誘致活動により、企業庁産業用地等の分譲を推進すること。

## (2) 中小企業等への支援

中小企業に対する貸し渋り等が生じないように、信用保証協会、金融機関に強力に働きかけるとともに、制度融資や信用保証において新規事業や新商品の将来性を評価するなどの要件緩和を進めること。

過去に一時的な滞納がある中小企業においても、現在の返済状況や経営実態を考慮した上で、柔軟な信用保証対応などが図られるよう指導すること。

空洞化が進む商店街、まちの再生を図るため、県からのハード・ソフト両面からの支援策を充実させること。

ひょうご産業活性化センターと商工会議所・商工会等の経済団体との役割を見直した上で、小規模事業対策予算を拡充し、施策の充実を図ること。

小規模企業向け責任共有制度対象融資における全部保証のための支援及び「マル経融資制度」に対する利子補給制度の創設を図ること。

県下中小建設業の受注機会の確保のために、公共工事の分離・分割発注等をさらに促進すること。

## (3) 緊急雇用対策の推進

緊急雇用就業機会創出事業及びふるさと雇用再生事業については、持続的・安定的な雇用につなげるよう造成した基金を有効に活用するとともに、平成24年度以降も事業が継続できるよう国に積極的に働きかけを行うこと。

県内企業に対し新卒の要件緩和を働きかけるなど、新規学卒者未就職対策を推進するとともに、新卒要件を卒業後3年間まで緩和するよう国を通じて企業に働きかけること。

ニートやフリーターの就職支援対策として、ワンストップの「情報提供」や「キャリアカウンセリング」、「デュアルシステム」等の充実強化を図り、若年者の失業率半減を実現すること。また、「ワーキングプア」対策にも取り組むこと。

高校生に対する「トライやる・ワーク」、「インターンシップ」等の拡充を図り、ミスマッチ解消に努めること。

退職した団塊世代が有する技術や経営・販売ノウハウを活かした起業に対する支援策を講じること。

## 5 安全で快適なまちづくり (5項目)

### (1) 防災・減災社会の実現

ゲリラ豪雨による都市河川での急激な水位上昇を緩和させるため、周辺住宅地での雨水貯留・浸透施設の整備を促進すること。

市町が行う消防救急無線デジタル化への財政支援を行うこと。

住宅再建共済制度の加入を一層促進すること。

被災者生活再建支援制度の活用を促進するとともに、都道府県の拠出に対する財政支援など、更なる制度の見直しを国へ求めること。

### (2) 安全なくらしの実現

食品の検査体制の強化とともに、トレーサビリティシステムの導入促進等により「ひょうご食品認証制度」の拡大を図るなど、食品の安全安心確保対策を推進すること。

市町における相談窓口の整備、消費生活相談員の養成や資質向上を促進するとともに、県生活科学総合センターの機能を強化するなど消費者行政の活性化を図ること。

認知症高齢者や障がい者等が財産管理や契約を適切に行えるよう、「成年後見制度」の普及啓発、支援策の充実を図ること。

防犯カメラ設置に係る補助上限額の引き上げと事業の促進を図るとともに、県民のプライバシーの保護の観点に留意すること。

### (3) 安心して暮らせる住まいづくり

人口減少・高齢化に伴って発生する小規模集落や限界集落の問題解決のため、公共交通のあり方、商業施設や医療施設のあり方など、マクロ的な視点でまちづくりを検討する全庁横断的な組織を設置すること。

県営住宅について、現在の事業費、規模を維持するとともに、バリアフリー化等を図りつつ、適正な維持管理を行うこと。また、県営住宅の政策空家等の空家戸数を極力減らし、県民への住宅提供の一層の改善を図ること。

新たな住宅政策として、高齢者が所有する住宅の子育て世代等への賃貸の取組を支援するなど、住み替え施策を促進すること。

民間賃貸住宅の借り上げや家賃補助により、高齢者、障がい者等の円滑な入居を図るとともに、住宅のバリアフリー化を図ること。

高齢化率の高い県営住宅等において、L S Aによる24時間見守り配置の充実及び小規模多機能施設の設置などを積極的に推進すること。

#### (4) 安全で快適な交通の実現

幅広く段差のない歩道の整備や橋梁の歩道整備、駅舎など公共交通施設へのエレベーターの設置等によるバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、歩行者や自転車に配慮した生活道路網の整備を推進すること。

国の「交通基本法」制定の動向を踏まえた県民の移動権の保障とその交通手段である鉄道やバスなど地域公共交通の維持、再生と活性化を図るため、運賃低減化や不採算バス路線への公的支援強化、コミュニティバスの普及促進を行うこと。

鉄道を含む公共交通機関について、市町が行う高齢者運賃割引制度への支援を行うこと。

渋滞交差点解消プログラムを推進するとともに、ボトルネック踏切等による交通渋滞の解消を図ること。

阪神高速道路株式会社の対距離料金制への移行にあたっては、環境ロードプライシングや短距離利用に配慮した特定料金区間の継続など、実質的な値上げとならないよう国に働きかけること。

第二神明道路須磨料金所付近における抜本的な渋滞緩和策を実施すること。

神戸淡路鳴門自動車道について、明石海峡大橋区間及び大鳴門橋区間の通行料金の適正化を図るとともに、NEXCOとの連続利用において、二重払いとなる料金施策を行わないよう、国に強く働きかけること。

阪神高速や本州四国連絡高速道路と、他の高速道路の料金割引制度の統一を図ること。

明石淡路フェリーについて、本土と淡路島間の車両の往来が明石海峡大橋に限られていることを考慮して、危機管理の観点からも、運行再開を国及び関係市町に強く求めること。

神戸電鉄粟生線の存続に向けた取組を行うこと。

#### (5) 防犯対策・犯罪対策等の強化

##### (警察体制の整備)

警察官の職務倫理の向上を図るとともに、警察官一人ひとりの資質・能力の向上及び退職警察官を積極的に採用するなど優秀かつ多様な人材の確保に努めることにより、警察力を強化すること。

小野警察署の新設を進めるとともに、老朽化した警察署及び狭隘警察署の建て替え、大規模改修を計画的に推進すること。

#### ( 刑法犯罪対策の強化 )

「暴力団排除条例」に基づき、暴力団排除活動を強化すること。

外国人犯罪の温床となっている「ヤード対策」について、市町と連携した立ち入り等による実態調査と取締りの強化を推進すること。

警察官の現場配置を強化するとともに、悪質重大な犯罪対策等に警察力を重点配分すること。また、県民に不安を与える街頭犯罪・侵入犯罪等の抑止及び徹底検挙を図ること。

暴走族への対策を含め、凶悪・粗暴化する少年非行への対策を強化するとともに、青少年の心や体を蝕む覚醒剤や大麻、MDMA、シンナー等の薬物乱用防止対策を強化すること。

携帯電話の普及に伴い増加する「出会い系サイト」等を介したIT関連犯罪の取締りを強化すること。

「還付金詐欺」「振り込め詐欺」など、身近な知能犯罪に対する取締り等を強化すること。

犯罪被害者の人権を守り、きめ細かな相談や情報提供の推進、支援体制の充実を図るとともに、レディースサポート交番の拡充を促進すること。

冤罪事件を無くすため、「取り調べの可視化」へ向けての環境整備を進めること。

ひったくり等少年犯罪防止のため、学校・PTAと連携して補導活動を強化すること。

#### ( 交通安全対策の推進 )

飲酒運転の取締り強化と関係業界への啓発を推進すること。

交通死亡事故ゼロに向けた取り組みを強化すること。

高齢者の自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納を一層推進すること。

高齢者、子ども、障がい者に配慮した交通安全対策を推進するとともに、交差点改良や道路照明、通学園路への信号機設置など安全施設の整備を推進すること。

自転車の酒酔い運転や二人乗り、乗車中の携帯電話使用などの危険運転に対する取締りを強化すること。

信号機設置予算を拡充し、地域ニーズに適格に対応すること。

## 6 魅力ある農林水産業、環境にやさしい地域づくり (2項目)

### (1) 魅力ある農林水産業の再生

集落営農組織等への移行や意欲ある者の新規参入・農業の継続が円滑に進展するよう取り組むとともに、戸別所得補償制度の政策効果の検証を行うこと。

生産性の向上や、棚田などの農業の観光化等地域振興を進めることで、意欲ある担い手の育成を図ることにより、後継者等の就農を促進し、小規模農業地域の維持・保全に努めること。

農業生産基盤整備事業について、今後増大する用排水施設の更新事業や農地の利用集積を促進するほ場整備推進のための事業費が確保できるよう、国へ強く働きかけること。

農林水産業の高度化、高付加価値化を推進するため、農政版COEプログラムを創設すること。

バイオマス資源の有効活用を図るため、農のゼロエミッションを推進すること。

「おいしいごはんを食べよう県民運動」及び米飯学校給食の拡大、地域農産物、牛乳など畜産物の地産地消を推進すること。

ノリ養殖業のさらなる振興、水産物の地産地消の推進を図るとともに、新瀬戸内海再生法の早期整備の働きかけ、河川土砂等の海域への供給など豊かな漁場の再生に向けた総合的な取組を進めること。

有害鳥獣対策及びヤマビル、ナルトビエイによる被害防止対策を充実すること。恒久的な森林整備制度を確立すること。

兵庫海域における新たな養殖技術の開発に取り組むこと。

### (2) 未来に向けた持続可能な社会の構築

#### (地球温暖化防止対策の推進)

新地球温暖化防止推進計画の策定、推進にあたっては、地球温暖化防止施策が付加価値を生みながら経済成長する先進国型の県独自の低炭素社会づくりを推進すること。

建物の屋上、壁面を活用した緑化や道路の保水性舗装等を一層推進するとと



もに、屋上、壁面緑化への助成制度等について、要件をより緩和するなど利用しやすいものとする。

自動車交通から公共交通利用への誘導施策等環境負荷の少ない交通体系、まちなみの形成を推進すること。

中古車の電気自動車への改造に対し、自動車関係税の減免等促進奨励策を講じること。

環境を大切に作る“こころ”を育み、学びながら実践へとつながる、環境学習・教育を推進すること。

環境対策の支援策やCO<sub>2</sub>削減方法などについてワンストップで情報等が提供できるよう実効ある仕組みづくりを行うこと。

#### (グリーンエネルギーの推進)

太陽光発電、風力発電、潮流発電、バイオマス等のグリーンエネルギーの導入を積極的に推進すること。

大規模集客施設等における太陽光発電システムの市民オーナー制やメガワットソーラー発電施設の企業オーナー制による整備をモデル的に実施すること。

学校などの公共施設等への太陽光発電システムの導入促進を図るとともに、住宅用の太陽光発電システムの設置支援策を一層推進すること。

#### (循環型社会の構築)

使用済み携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図るための法整備を行うよう国に求めるとともに、県民の意識啓発のための広報、県民運動を推進すること。

日本環境安全事業(株)大阪事業所でのPCB廃棄物の処分開始に伴い、県内小中学校など公的施設で保管しているPCB廃棄物の搬送・処理について、遺漏なく搬送・処理するよう指導、監視に努めること。

硫酸ピッチをはじめ産業廃棄物等の不法投棄が生活環境の悪化をもたらしている実態を踏まえ、監視の強化とともに、初期対応、原状回復に至るまでの総合的な対策を講じること。

## 7 確かな教育改革の推進と文化・スポーツ振興 (2項目)

### (1) 教育改革の推進

(通学区域見直しに対する留意)

現在行われている学区見直しに当たっては、地域の意見や実情を十分に考慮すること。

学区見直しに伴い、中学校での進路指導に混乱を来さないよう、教員や生徒、保護者に十分な説明を行うこと。

学区見直しによって、廃校等を招くことがないように十分に配慮すること。

学区の拡大に伴って、遠距離通学を余儀なくされる生徒が生じる恐れがあるため、定員枠の設定に当たっては、充分留意すること。

#### (個性や能力を伸ばす教育の推進)

幼保一元化を促進するとともに幼児教育の充実を図ること。

少人数教育及び兵庫型教科担任制を着実に推進すること。

小・中学校での日常英会話の習得をめざし、英語教育の充実を図ること。

理数教育の一層の充実を図ること。

部活動が廃部・休部になっている現状を踏まえ、部活動を維持するための指導者の育成・確保、サポート体制の確立を図ること。

教科指導における効果的なICT活用のための教育支援を推進すること。

「トライやる・ウィーク」の一層の充実を図るとともに、高校生就業体験事業の拡充など職業教育のさらなる推進を図ること。

これまでの自然学校事業の成果を評価検証しつつ、自然体験を通じた「心の教育」の充実を図ること。

食生活の改善と健康増進をめざし、栄養教諭の積極的配置及び親子に対する食の正しい知識と文化を身につける食育を推進すること。

学校における朝の一斉読書の実施など読書活動を一層推進するとともに、高等学校の図書の実用と地域開放を図ること。

#### (信頼される学校づくり)

学校におけるいじめの実態を把握し、「いじめゼロ」へ学校内外の総力を結集したプロジェクトチーム等による取り組みを展開すること。

スクールカウンセラー、キャンパスカウンセラーの拡充及び効果的な活用など教育支援体制を強化すること。

中高生(思春期)の心の問題(精神疾患)に対応するため、教職員研修の充実と精神科医との連携体制を確立すること。

教師の能力や専門性を評価し、やる気のある教師を活かす取組を推進するこ

と。

学校運営に対する家庭や地域の意見の反映と参画を図り、開かれた学校づくりを推進するとともに、教員のさらなる資質向上を図ること。

#### (子どもの安全対策の推進)

すべての学校において安全管理体制の総点検や独自の防犯マニュアルを策定するとともに、スクールガードマンの配置を拡充すること。

高等学校等の公共施設の耐震改修を着実に進めるとともに、対象・箇所を拡大すること。

#### (特別支援教育の充実)

特別支援教育について、障がいの重度・重複化や多様化等に対応し、障がいのある個々の児童生徒のニーズに応じた教育の充実を図るほか、卒業後に備えた自立教育を推進すること。

特別支援学校教員の計画的な人材育成を行うこと。

市町における特別支援学級においては、聴覚障害者対応など特徴ある技術を有する教員の市町単位での育成・確保が困難であることから、県で支援態勢を講じること。

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無等に関わらず共に学べる教育環境の整備を推進するとともに、特別支援学級での受け入れ体制を充実させること。

過密状態になっている特別支援学校高等部の計画的整備を進めること。

#### (学習環境の改善)

冷暖房設備の整備及びトイレの改修を促進するとともに、緊急時の避難所としての役割も考慮し、学校のバリアフリー化を推進すること。

### (2) 文化芸術とスポーツの振興

幅広い県民や団体等が自主的・主体的に文化芸術活動に取り組めるよう、文化芸術振興のためのソフト施策を一層充実させるとともに、地域における伝統的な芸術文化の活性化を推進すること。

教育委員会ではなく、知事部局にスポーツ振興を担う常設の組織を設置するとともに、スポーツの裾野を拡大しつつ、一流のスポーツ選手育成のための仕組みづくりを行うこと。

学校スポーツ及び実業団スポーツ、クラブスポーツの振興を支援するとともに、スポーツを通じた親子のふれあいや地域の交流促進を図るほか、ニュースポーツや障がい者スポーツ等を取り入れた総合的なスポーツ振興策を推進すること。

演劇などの文化芸術鑑賞を通じて心豊かな人づくり教育を強力に推進すること。

(以上18項目)